

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

別紙1第21の4中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 特定実験試験局を開設しようとする地域及びその周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の無線局が開設されており、その既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合における無線局根本基準第6条第2項の規定による措置（同項に規定する調整を除く。）がとられていることの審査は、都道府県知事、市区町村の長等当該措置を実施した者が当該特定実験試験局の運用に同意していることを書面その他必要な資料で確認することにより行うものとする。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。